

平成23年 8 月 15 日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市情報公開審査会

会長 松田 聰子

情報の公開の決定に対する不服申立てについて（答申）

平成23年4月26日付け諮問第1号で諮問のありました情報の公開の決定に対する不服申立てについて、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関は、本件の情報公開請求に対応する公文書につき、非公開と決定した被処分職員に関する情報のうち、被処分職員の氏名並びに処分に関する起案文に誤って記入された職員の役職及び氏名を除き公開し、その他の請求は棄却すべきである。

2 異議申立ての内容

和泉市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、異議申立人が市長に求めた「上伯太線問題で起きた事案で処分された職員の処分内容と詳細一切」の情報公開請求について、市長が被処分職員の所属、役職及び氏名並びに処分に関する起案文に誤って記入された職員の役職及び氏名を非公開とする部分公開決定（以下「原処分」という。）を行ったことに対して、当該決定を取り消して文書全体の公開を求めるものである。

3 異議申立人の主張の概略

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 原処分を取り消し、文書全体の公開を求める。
- (2) 市の情報公開制度は原則公開であって、公務員の職務に係る情報は明らかにされるべきである。特に職務上の不適切な行為があったときは明確にするべきである。
- (3) 原処分は、被処分職員の所属、役職、氏名を非公開とする一方で、処分に関する起案文に誤って記入された職員の所属だけは黒塗りにされていない。この公開された「所属」を手がかりに職員配置表等を利用して調べれば何らの罪もない職員の氏名等を明らかにすることができてしまう。また、わざわざ見えるように二重線で訂正しており、決裁を取る段階で何かあったのではないかと恣意的なものを感じる。
- (4) 議員は市民の代表者であり、知る権利も同じはずである。それにもかかわらず、市長から議長あてに提出された報告書では被処分職員の所属、役職、氏名等を記載し、議員には氏名等を報告している。ところが、市民が情報公開請求したときには氏名等を非公開とするのは不当である。
- (5) 「平成15年、17年の職員の処分に関する情報について、職員の氏名以外を公開す

るべき」との答申に至った前回の異議申立ての案件では、処分の日から時間が経過し、新聞に氏名等が掲載され、一定の社会的な制裁を受けたとして、現在再び公開することになれば、再び社会的な制裁を与えてしまうことになりかねないと判断され、氏名は非公開となった。しかし、本件の事案は、処分の日から1年程度しか経過しておらず、新聞にも氏名は掲載されていないから償いは済んでおらず、制裁を受けていない。市長がホームページの記事で謝罪しているのであるから、担当の職員も氏名等を出して詫げるべきである。

以上のとおり、実施機関の行った部分公開決定は取り消されるべきである。

#### 4 実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件不服申立てのうち、被処分者の氏名並びに処分に関する起案文に誤って記入された職員の役職及び氏名の部分について、異議申立てを棄却することが妥当であるとの答申を求める。
- (2) 本件の情報公開請求に対して、被処分者の所属、役職及び氏名は、被処分者が特定される情報であり、また、処分に関する起案文中に誤って記入された職員の役職及び氏名は、処分事案との関連性が疑われるものである。これらは、個人識別情報のうち一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、条例第6条第1項第2号に基づき、公開しないこととした。なお、誤って記入された職員の所属については、当該職員が他の部の者ではなく、都市デザイン部の職員であるということを明らかにするために公開することとしたものである。
- (3) しかし、原処分の後、別の不服申立ての案件である「平成15年、17年の職員の処分に関する情報について、職員の氏名以外を公開するべき」とする情報公開審査会答申（平成23年3月24日付け和泉情審第7号）を受けたことにより、原処分非公開とした被処分職員の所属、役職については、本件諮問に対する答申後に原処分を取り消した上で公開することを予定している。
- (4) 市は、職員の処分を行う際の指針である「和泉市懲戒処分指針」を定めているが、被処分者の氏名を公表するのは懲戒免職処分の場合に限定しており、本件については減給処分にとどまっているため、報道機関等に氏名を公表していない。
- (5) 本件の職員処分の直後に議長あてに被処分者の所属、役職、氏名等を記載した報告書を提出したが、処分の原因となった上伯太線道路整備事業に関する事案については、補正予算等の議案を提案する上で工事の進捗状況等関連する事項を随時可能な限り詳細に報告を行っていたものであって、当該報告書もその一部として提出したものである。本事案に関する公開の程度については、上記懲戒処分指針に基づいて所属、役職等を報道機関に公表したものが、本市の立場である。
- (6) 市民が職務上の不適切な行為を把握するために必要な情報としては、被処分者の所属、役職で十分であり、個人情報で最も基本的な事項である氏名は非公開とすることが妥当である。

以上のとおり、実施機関が行った部分公開決定のうち、被処分職員の氏名並びに処分に関

する起案文に誤って記入された職員の役職及び氏名を非公開としたことについては、妥当である。

## 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件請求に対応する公文書について

実施機関は、本件請求に対応する公文書として、上伯太線道路整備事業に関する事務執行上の不手際を原因として関係職員に懲戒処分及び分限処分を行った際の起案文、処分説明書、訓告書を特定した。

これらのうち、処分を行った際の起案文には、起案者、決裁日、処分理由等のほか、処分内容及び処分の対象となる職員の所属、役職、氏名等の情報が書き並べられている。しかし、その中の1名は実際には上伯太線道路整備事業には関わっておらず、当該職員に関する部分が二重線及び起案者の訂正印により修正されている。

この点について実施機関に説明を求めたところ、職員の処分に関する起案文を作成する際に単なる書き間違いにより記入してしまい、回議中に誤りに気づいたが、時間的余裕が無かったため、起案文を作成しなおすべきであることを認識していたものの、やむを得ず二重線により訂正したとのことであった。

その他の対象文書である処分説明書、訓告書には処分者（市長）、被処分者の所属・職名、氏名、処分内容及び程度、処分発令日、処分の理由等の情報が記載されている。

実施機関は、これらの情報のうち、被処分者の所属、役職及び氏名並びに起案文に誤って記入された職員の役職及び氏名について、条例第6条第1項第2号に該当するとして当該部分を非公開とする部分公開決定を行ったものである。

### (2) 原処分の妥当性について

原処分を実施機関が非公開と判断した被処分職員の所属、役職及び氏名並びに処分に関する起案文に誤って記入された職員の役職及び氏名のうち、誤って記入された職員の役職及び氏名について、異議申立人はその公開をとくに争っていないのであるから、以下、被処分職員の所属、役職及び氏名を非公開とした原処分について判断する。

条例第6条第1項第2号は、個人識別情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報を公開しないことができる旨定めているが、そのただし書エでは、「公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報」について適用を除外している。すなわち、公務員の職務遂行に関する情報は、個人に関する情報であっても、市の諸活動を市民に説明する責任が全うするため、公開するものとしている。

そこで、被処分職員の所属、役職及び氏名が、公務員の職務遂行に関する情報に該当するか、また、どの範囲の情報を公開すべきかの判断にあたっては、事件の内容・程度、社会的影響等を考慮して、職員の職務遂行情報として公開すべき社会的要請やその他の事情と被処分職員の個人情報として保護すべき利益とを比較衡量し、個別具体的に判断

すべきであることは、本審査会の答申のとおりである（和泉情審答申第7号平成23年3月24日）。

異議申立人は、被処分職員の所属、役職及び氏名を公開すべき理由として、本事案の処分について処分された職員の氏名は新聞等に掲載されておらず、未だ社会的な制裁を受けていないのであるから、氏名等を公開するだけの社会的要請がある旨主張する。

しかし、条例第6第1項第2号ただし書エの規定により和泉市職員の個人情報が公開される趣旨は、上記のとおり個人に関する情報であっても、市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするためという社会的な要請に基づいて行っているものであって、制裁的機能を持たせることを目的として定められたものではないと解するのが相当である。

本事案における職員の処分は職務上の不手際が原因の処分であるから、被処分職員に関する情報は、公務員の職務に関する情報に該当するものである。しかし、当該職員に関する情報の公表については、和泉市長が別に定める懲戒処分指針に基づき氏名以外の部分について既に行われており、さらに情報公開制度により職員の氏名を公開しなければならない社会的要請があるとは認められないものである。

## 6 結論

以上のとおりであるから、本件異議申立ては、実施機関が非公開と決定した被処分職員の情報のうち、被処分職員の氏名については理由がなく、当該部分に関する請求を棄却すべきであるので、「1 審査会の結論」のとおり答申するものである。

## 7 附帯意見

なお、本事案において、情報公開請求の対象となった職員の処分に関する起案文には、処分とは全く関係のない職員が誤って記入され、二重線及び訂正印により削除されていた。このような修正方法は、とくに懲戒処分について、事実無根の職員が処分事件との関連を強く疑われ、不当に貶められることにもなりかねず、実施機関において時間に余裕がなかったという抗弁が許されるものではない。今後、職員の処分に関する文書の作成に当たっては、慎重な取扱いを望むものである。

### (参考) 情報公開請求・異議申立ての経過

日付	処理内容
平成23年2月7日	情報公開請求
2月21日	部分公開決定
4月6日	異議申立て
4月26日	諮問書の受理
5月23日	弁明書の受理
6月2日	反論書の受理
6月20日	○審査会招集

	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施機関の弁明陳述、質疑応答</li><li>・異議申立人の意見陳述、質疑応答</li><li>・答申案審議</li></ul>
8 月 1 5 日	実施機関への答申